

会 報

No.56

やまぐち

平成6年

4 月発行



山口県土地家屋調査士会

目 次

着任あいさつ	総務課長 小坂 元	3
	首席登記官 増本 正博	4
年計表を分析して		5
理事会・支部長会合同会議		7~11
本部研修会		12
企画委員会議報告		13
『2月1日不動産登記の日』「登記なんでも相談」		14
『4月1日表示の登記の日』無料相談開催される		15
徳山支部の無料相談イベント	徳山支部支部長 田中 拓朗	16~18
山口地方法務局平成5年度末・平成6年度当初人事異動一覧表		19~23
支部対抗ボリング大会開催		24
支部だより	徳山	25
	岩国	25~26
	下関	27
「新入会員研修会」開催される		28
事務所紹介	萩支部 片山 修一郎	29
親睦クラブ設置される		29~30
研究室報告	研究室長 瀬口 潤二	32~34
境界標キャンペーンの実施について		36
PR看板第1号設置	広報部	38
建物所有権の持分確認について	防府支部 大田 雄二郎	39~40
こまいものならこんにある		41
事務局だより		42

表紙写真

川 つ つ じ (美川町の花・木の指定)

美川町はその名のとおり清流錦川の本支流がそのシンボルです。川つつじは、その川岸に毎年洪水に洗われながらも春になると鮮やかなピンクの花をつけ、見る人の目を楽しませ、心を和ませてくれます。このように、強さ、美しさ、やさしさをあわせもつ川つつじの花を町花としています。

ご あ い さ つ

総務課長
小坂 元

この度、総務課長として山口地方法務局に勤務させていただくこととなりましたので、よろしくお願いたします。出身地は岡山県の最西北部の、阿哲郡哲多町という山と川だけには恵まれた、紹介することが全くないという辺りな町で生まれ、ここでのんびりと青春時代を過ごしました。現在は倉敷市のうさぎ小屋で、妻が留守番をしております。

法務局に入ったのは30数年前になり、実地調査には単車で行き、一元化作業や平方メートル書き替えを行うなど、20数年間は登記事務一筋で勤務し、この間、17条地図作成作業や、高度経済成長による異常なまでの繁忙時期の経験もしてきました。最近の登記事件数は横ばい状態とは言え、特殊登記事件は依然として大量に提出されており、社会経済活動の複雑多様化に伴って、国民は法務局に対して質の高い行政サービスを期待しております。法務局の仕事の大部分は登記事務が占めており、この重要な登記事務を迅速・正確に処理し、社会経済活動が不安なく、円滑に営めるようにすることが大きな使命であると考えております。首席登記官等と関係を保ちつつ、広域実地調査体制の拡大充実、適正な地図の維持管理等を始め、登記事務の一層の充実強化に努めていくため微力をつくしたく考えております。

前任地の広島法務局では民事行政調査官の職にあり、登記事務のコンピュータ化の推進や登記所の適正配置関係の仕事に携わっておりました。奇しくも山口局は本年度からコンピュータ化に着手することとなっております。この事業は、法務局にとって「世紀の大事業」と言われており、種々の準備と永い年月をかけての移行作業が待っております。ここに、紙上をお借りして会員の皆様方の絶大なるご理解とご協力をお願いいたします。

私は山口県勤務は初めてですが、県内には観光名所もたくさんあり。気候も快適と感じておりますので、休日には各地を回ってみたいと思っております。また、体を動かすことが好きで、ゴルフ・釣り・野球等何にでも頭を突っ込む悪い癖を持っておりますが、よろしくお付き合いの程をお願いして、ごあいさつとさせていただきます。

着任のごあいさつ

法務局 首席登記官
増本 正博

この度の人事異動により、山口地方法務局首席登記官を拝命し、過日着任いたしました「増本」でございます。何かとお世話になると存じますが、前任者同様によりしくお願いいたします。

私は、当局は、二回目の勤務でございます。前回は昭和59年4月から三年間、当局登記部門表示登記専門官として勤務させていただいたことから、旧知の先生方もいらっしゃるにしまして誠に懐かしい思いと同時に大変心強く思っているところでございます。着任早々の4月22日に調査士会、司法書士会、法務局との三者協議会に出席させていただき、両会の役員の方々のご発言に接し、当局の登記行政の円滑な運営について、旧来と変わらぬ格別のご協力を賜っている様子を伺うことができました。心から感謝いたしますとともに、この誌を借りて厚く御礼申しあげる次第でございます。

さて、昨年10月1日から施行されました不動産登記法の一部改正における、建物の合体に関する登記手続き、地図に準ずる図面の有料化、地積測量図作成方法の整備等につきましては、会員の皆様方のご理解とご協力によりまして、その実績等も徐々に成果が上がってきているのではないかと受け止めているところでございまして、今後とも引き続きよろしくお願い致します。

また、ご案内のとおり登記事務のコンピューター化につきましては、当局も、いよいよ来年2月から本局登記部門において移行作業に着手し、平成8年にはブックレス庁の第一号店としてオープンする予定とされております。21世紀の高度情報化社会に対応し得る登記制度の確立をめざすために不可欠の事業であるとされているところであり、皆様方のご支援とご協力をお願いしたいのでございます。

ところで、山口県は山林地域の公図の備付けが皆無であるとされているところから、山林・耕地の混在地域における乱開発のなされた地区もさることながら、一般的に、公図の備付けのない地域及び基準点設置地区の、不動産の表示に関する登記の取扱いについての問題点も多く潜在していることも認識しております。これら各種課題等にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、土地建物実地調査要領について、広島ブロック管内において統一することが望ましいとされ、各地方方法務局管内の案を管区局に提出してございまして、現在、当管区局において、統一作業が進められているところでございます。その案が作成されたならば、皆様にお示ししてご検討願いたいと考えているところでございます。

いろいろと述べましたが、最近における登記行政を取りまく環境は誠に厳しいものがあり、登記行政の適正かつ円滑な運営に対しまして会員の皆様方、ますますのご支援とご協力をお願い致したいと思うのでございます。

以上、お願いばかりで誠に恐縮と存じながら、最後に、山口県土地家屋調査士会の発展と会員の皆様方のますますのご繁栄を祈念致しまして、着任のご挨拶と致します。

年計表を分析して

会長 乗川良介

平成5年度は、報酬改定の基礎とする為、会員各位には、年計表の提出期限を、1月15日に繰上げて提出を求め、年始早々ご無理なお願いを致しました。

おかげで、御協力いただき日調連と民事局との協議も整い、本年7月1日を目標に報酬改定の運びとなり、来る5月26日の定例総会において、会則の一部変更の決議を、お願いすることと致しております。

我々の報酬は法務省の管理下であり、この年計表は、報酬改定の重要な資料となるものであります。

昨年度の年計表を分析して見ますと、次の2点につき、注目すべきデータが得られた。

- (1) 会員年令65才以上の方々の年間取扱金額が非常に低いこと。
- (2) 土地分筆、建物表示の各登記申請において見ると、分筆登記を取扱っている会員が全会員の80%の会員であり、その内の50%の会員が、適正報酬額に達しない低廉報酬で業務を処理している様であり、又2～3の会員は極度に低廉であった。

建物表示登記においては、概ね適正報酬で業務処理がなされているが、尚4～5名の会員においては、不適正な会員が見受けられた。今後業務部を通じ更に報酬研修を重ね、全会員バランスの取れた、報酬により、業務処理をお願いしたいと考えています。

又、年計報告書の記載に不適当な会員も見受けられ、年計報告記載の研修も必要であると思われる会員もありました。

いずれにしても、我々土地家屋調査士の業務は、国民の不動産に対する権利意識の高揚を考える時、特に重要な事は権利区域の確定に意義があり、かつ重大な責務であります。

昨年10月1日施行の細則40条ノ4第2項の規定の改正も、現地の筆界点の安定化を計る意味からも、意義深い改定であります。

適正な報酬を国民の皆様にご負担願いながら二重の負担とならない様に永久性に富んだ境界標を、筆界全点に設置し、権利区域を明確に特定し、現地の安定化に努め、土地家屋調査士制度の充実と、責務の徹底を計りましょう。

「杭を残して、悔を残さず」

適正報酬を得て、安定した筆界点の創設に、全会員一丸となって取り組みましょう。

年齢別・年間取扱金額別・会員数（平成5年分）

年齢別	100万円未満	300万円未満	600万円未満	1,000万円未満	1,500万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円以上	会員数	平均1人当年間取扱金額
75才以上	7人	8人	3人	1人	2人	1人	0人	0人	22人	3,667,406円
65才	11	16	4	8	2	1	2	0	44	4,673,087
55才	5	11	8	5	9	2	3	4	47	11,109,288
45才	1	7	9	11	7	10	11	6	62	15,218,030
35才	4	5	7	12	19	10	8	10	75	15,308,356
35才未満	2	1	2	2	0	0	1	1	9	9,336,692
計(山口会)	30	48	33	39	39	24	25	21	259	11,521,661

支部別・年間取扱金額別・会員数（平成5年分）

年間取扱金額	岩国	徳山	防府	山口	萩	宇部	下関	計(山口会)	比率%
100万円未満	4	3	4	1	4	6	8	30	11.6
300万円未満	15	10	1	8	4	4	6	48	18.5
600万円未満	10	5	2	4	1	9	2	33	12.7
1,000万円未満	3	6	3	7	2	7	11	39	15.1
1,500万円未満	4	4	8	5	3	6	9	39	15.0
2,000万円未満	5	5	1	3	2	3	5	24	9.2
3,000万円未満	4	4	3	3	2	4	5	25	9.7
3,000万円以上	3	4	1	5	1	5	2	21	8.1
会員数	48	41	23	36	19	44	48	259	100.0
平均年間取扱金額	9,789,052	13,197,412	11,237,529	12,737,821	9,920,934	12,452,632	10,827,158	11,521,661	

信頼をお届けします

UBEX

株式会社ウベックス

本社 宇部 (0836) 21-1147
 下関営業所 下関 (0832) 32-0113
 山口営業所 山口 (0839) 23-0380

宇部営業所 宇部 (0836) 21-1147
 防府営業所 防府 (0835) 21-7771
 萩営業所 萩 (08382) 6-0431

FUJI XEROX

取扱商品

- 複写機(セロックス)
- ワークステーション
- ファクシミリ ● ワープロ
- パーソナルコンピューター
- オーバーヘッドプロジェクター
- その他 O A 関連商品

理事会・支部長会議事録

平成6年1月7日・8日の両日、山口市湯田温泉に於て、会長、副会長、理事、名誉会長、相談役並びに各支部長、監事の出席により開催されました。
議事の内容は次のとおりです。

合同会議

総務部（小嶋副会長説明）

(1) 取扱事件年計表の提出について

日調連から、報酬額改定の資料とするため早期に年計表の集積数字が必要であり、1月20日までに報告するよう通知があった。従って1月15日までに事務局へ提出して頂くよう各会員に通知してあるのでご協力をお願いします。

(2) 司調合同会館の修理について

昨年9月29日に司調合同会館運営委員会が開催され、会館の床の絨毯が老朽しており張替の必要があり、当運営委員会としては、両会（理事会）の承認を得、施工したい旨委員会から申入れがあった。これを施工する場合、経費は約130万円で両会から折半し負担することとなるが、調査士会としては証紙会計から支出したい。

以上のとおり会館修理について小嶋副会長から説明の後、この施工について理事会の承認を求めたところ、全員の拍手により承認された。

財務部（瀬口副会長）

(1) 国民年金基金の加入促進について

日調連から次のとおり国民年金加入促進について通知があった。
「加入資格喪失者を除く実質加入者が現在3千人を割るのも時間の問題となっている、加入者数の最終目標は5千人と考えている。特に毎年1月15日から3月31日までの間を加入推進月間とする、初年度は会員数の2割を目標とし、達成されている会は更に加入を推進する」

加入有資格者で未加入の会員に対し、加入勧誘についてよろしくお願いします。

業務部（高田副会長）

(1) 広島WMC A国際文化ホールで、広島法務局・広島司法書士会・広島県土地家屋調査士会主催で講演会が開催される。講師は元最高裁判事・元法務省民事局長の香川保一氏、演題は「不動産登記の諸問題」となっている、多数のご参加、聴講をお願いします。

(2) 山口地方法務局から、土地建物実地調査要領の見直しについての依頼があった、今後業務部でまとめ見直し案を法務局へ提出する。

(3) 本年度第2回本部研修会を外部講師を招き、徳山市で開催する。本日も業務部会で細部協議検討し、明日の合同会議で報告するとともに、全会員あて通知する。

（第1日目合同会議終了）

理事会

(1) 調査士会諸規程集（要覧）の見直し、印刷について（渡辺剛通理事説明）

諸規程集の見直し作業を総務部会において、誤字、落字及び字句等について協議検討してきた。この規程集をこの度、現在の加除式から冊子に変更したい。又、この冊子を作成するに当り、字句で不適当なもの、現在通常使用されていないような

文字の変更等を総務部会に一任頂き、諸規則、規程の主旨、効力に変更を来すことのない範囲において改定し、冊子を印刷の上、各会員に配付したい。

(2) 調査士会慶弔規程の変更について（渡辺剛通理事説明）

現在の規程では、他会、法務局職員等で特に調査士会から慶、弔慰する必要がある場合の対応が出来ない。従って第3条の規程を次のとおり変更し対応したい。

現行規程「第3条 会の職員については、この規程を準用する。」を「第3条 会の職員、その他会長が必要と認めるときについては、この規程を準用する。」に変更する。

(3) 山口県土地家屋調査士会親睦クラブ設置規則の制定について

（瀬口副会長・増満部長説明）

会の厚生行事としては、以前は史跡めぐり、又、最近ではボーリング大会を年1回開催しているが、ボーリング大会のみでは一部の会員の参加にとどまる。会員の趣味等は多様であり、なるべく多くの会員が参加出来るよう、趣味、興味、関心を同じくするグループ（クラブ）を10種類ぐらい作り、この活動により会員の連帯意識の高揚、会員相互の親睦を深め、又、各種クラブの活動のなかで土地家屋調査士会会員以外のグループとの交流により、会のPRにもつながり広報活動の一助ともなる。こういう目的でこの規則の制定を提案した。（各条項についての説明省略）

以上の3件について質疑を求めたが質疑なく、3件一括採決の結果全員の拍手により可決した。

（第2日目）

合同会議
各部会報告
総務部

(1) 証紙貼付状況等調査結果について（渡辺剛通理事説明）

昨年10月に平成5年4月の1か月間の表示登記申請事件について、各支部調査員の方々のご協力により本調査を実施した。その結果は証紙の貼付もれは31件、申請書の補正は8件、個人申請又は非調査士申請と思われるもの26件となっている。

このうち証紙貼付もれについては、山口地方法務局受付で11件、防府支局受付で7件と各支局、出張所に比べ特に多く見受けられた。証紙貼付もれのないように特に貼付もれの多い会員については、会長指導とし、又、貼付もれのあった会員には貼付もれ相当額を徴収することとする。公共嘱託登記申請については、この調査結果を踏まえ、更に件数、金額の増加等に向け公嘱協会とも協議検討して行きたい。

(2) 諸規程集の見直し、及び印刷配付、並びに調査士会慶弔規程の変更について

（渡辺剛通理事説明）

（前日の理事会の経過を報告）

(3) 新入会員研修会の開催について

本年3月2日（水）開催を予定している。この講師を各担当副会長各部長にお願いしたい。研修該当者は現在のところ5名である。

（高田副会長）

業務部関係の研修を従来研修日の午後に行っているが、「山林部の地図の備付けのない地区の取扱」「報酬額」の講義を行えば時間が足りない、他会の研修を見ても1泊2日の日程で開催しているようで、本会においても2日間の日程で開催したらどうか。（今後検討することとした。）

（乗川会長）

飛躍的な考え方であるが、新入会員の研修は、資格取得後1年間のインター制度の法制化ができないか。山口会から日調連への働きかけや、提案することができないか。

（研修期間内の賃金給与の問題等種々検討事項があり、今後の課題とした。）

財務部

(1) ボーリング大会の開催について(増満部長説明)

本年度ボーリング大会を2月26日(土)13時から岩国市内「ボールフラワー」で次のとおり開催する。

各支部、法務局岩国支局から1～2チーム、役員から1チーム計12チーム、60人の出場を予定している、競技終了後、岩国国際観光ホテルで懇親会を開催する。支部長さんにはチームの編成出場についてよろしくお願ひするとともに、参加者名を2月2日までに事務局までお知らせねがいたい。

岩国支部の方には、今回の会場設定等ご配慮を煩わしているところであるが今後ともよろしくお願ひする。

(2) 親睦クラブ設置規則の制定について(増満部長説明)

(前日の理事会の経過報告、説明)

現在、釣、ゴルフ、ソフトボール、ボーリング、旅行、音楽の6つのクラブの設置を予定し、それぞれのクラブのお世話を願ひたい方を内々考えている。又、各会員の趣味、加入したいクラブ等の意向アンケート調査を行い本年度中に各クラブを発足したい。

(上記6つの他に、囲碁クラブ、OA(パソコン)クラブを作ってほしい旨の要望があった)

(3) 会費の銀行自動引落としについて(瀬口副会長説明)

以前から会費について、銀行自動引落としによる払込みの要望があり検討してきたが、各会員の取引銀行は山銀、西銀、各信金等数多く従ってこの方法を採用すると事務局の当該事務が煩雑になることから今後も現在の郵便局への振込み方法とし、銀行自動引落とし方法は行わないこととした。

(4) 融資制度の検討について(瀬口副会長説明)

以前からの研究課題であるが、島根県では証紙収入の蓄えを直接会員に融資するのではなく、これを会の担保とし、会の保証により会員が融資を受けられる、このような制度があるようである。山口会においても証紙収入を、会館建設、修理、融資制度等今後いろいろ調査、研究、検討を行って行きたい。

業務部

(1) 業務部関係行事(西本部長説明)

11月2日 法務局登記部門と調査士会との協議会を行った。昨年11月に各会員に送付した「質疑応答集」をもって、この議事録にかえる。

12月2日 本部研修会を山口グランドホテルで開催したが、120人の出席者があった。

1月22日 中国ブロック協議会業務担当者会議が広島市で開催され山口会からも出席予定。

1月23日 前日の会議を受け、業務部会を下関市で開催する。主に土地家屋調査実施要領の見直しについて検討する。

1月29日 講演会が広島市で開催される、多数の聴講をお願ひする。

2月5日 徳山市文化会館で本年度第2回本部研修会を開催する。山口市、小郡町に適当な会場がなかったため、今回は徳山市で開催する。

10:30 開会

11:00 研究室中間報告

13:00 講演会「ハイテク不動産登記」

講師 福永奈良会副会長

2月13日(15日まで) 日調連が業務担当者会議を開催する。山口会からも出席予定

3月2日 新入会員研修会（総務）

3月8日（又は9日） 県用地課、法務局登記部門、調査士会業務部との三者協議
会開催予定

広報部（河村広報部長説明）

- (1) 会報第55号（1月号）を現在印刷中で、本月20日頃には配布出来る。
- (2) 土地家屋調査士PR看板を、防府・山口間（国道262号）に設置する。
- (3) 2月1日登記制度記念行事「登記無料相談」を本年は萩市で開催される、萩支部のご尽力をお願いする。
- (4) 4月1日表示登記無料相談開設については、昨年同様本年度も実施するので各支部長さんにはご配慮の程、よろしく願います。

（高杉理事）

4月1日の登記無料相談について、宇部支部では3か所相談所を開設しているが、山陽町の会場には1人も相談に来ない。このようなことのないよう、効率のよい場所を会において選択し、又、本部から支部へのこの経費支出も、一個所2万円という計算でなく、効果の上がる場所に、高価な投資をしたらどうか。

（鶴巻宇部支部長）

PRの方法としては、アドバルンを揚げるとか、横断幕、宣伝カーを走らせるとかいろいろあると思われるので、1個所何万円ではなく、PRの方法を検討決定し、これに対する経費を予算化した上で、実施すればよいと思われる。

（乗川会長）

この行事は、土地家屋調査士制度及び会のPRを目的に実施しているので、相談に来る人数も然ることながら、無料相談の開設を報道機関、市町村広報誌を通じ一般住民に知らせることにより土地家屋調査士制度のPRを行うものである。

会場の選択は本部で行うより、各地方の事情に詳しい各支部へお願いして開催している。又、開設個所を増やせば支部への助成金が多くなるという計算は止めて頂き、最小の経費で最大の効果が上がるよう各支部長さんをお願いする。

この行事は、日調連が提唱して行う全国的なものであるが、このようなご意見を踏まえ、今後の実施方法について広報部で検討していきたい。

支部長会報告（三好議長）

- (1) 登記制度記念行事として毎年開催する、2月1日の無料登記相談は今回で各支部を1順したが、次回からの開催については、この行事は法務局指導型であり、支部としては法務局の指示を待つこととする、
- (2) 会議は禁煙としては如何か。
禁煙は、一定の時間を禁煙にする、休憩時間に喫煙する等いろいろな方法があると思われるので研究検討して頂きたい。
- (3) 補助者研修会の開催（要望）
- (4) 岩国支部から、現岩国支部を、岩国、柳井の2支部に分割出来ないかという意見が合った。
- (5) 支部の役職数、担当業務、支部活動及び支部総会についての情報交換を行った。

（浦井支部長）

- 岩国支部を岩国、柳井の2支部に分割してほしい、これは早急ということではなく、長期的に検討して頂いて結構である。以前防府支部が外部の要因でできたが、岩国支部の分割は内部要因によるものである。司法書士の方にもこのような考えがある。
- 以前から要望しているが、支部研修会に是非必要なOHPの購入をお願いする。

○ 親睦クラブに準構成員という制度があるが、岩国支部に広島会の会員を、下関支部に北九州の会員を準構成員として支部活動を巾広く行うことはどうか。

(小嶋副会長)

OHPの購入については、昨日の総務部会で検討したが、購入に反対意見はなく、総務部会としては購入してもよい。

(瀬口副会長)

財務部会では購入して何処で保管するのがよいか、本部で保管すれば遠くの支部では山口まで取りに行き、又返しに行くことになる。最近ではOHPを備えている施設があり、その施設を利用すれば購入の必要はない。このような考えもあり、必要性、購入希望等をもっと検討し決定したい。

(乗川会長)

支部の準構成員の件について、あくまでも支部は単位会が基準となり、支部を他の単位会の会員とで構成することは出来ない。研修会等支部の行事の面で一緒に活動することは差し支えない。支部の運営と行事は切り離して考えて頂きたい。

研究室中間報告について(瀬口研究室長)

研究テーマ 公図のない地区についての研究

(8月15日会長・副会長において決定)

研究員

桑原研究員(山口支部) (8月24日会長・副会長会で決定委嘱)

宮崎研究員(下関支部)

難波研究員(岩国支部)

研究会議 第1回開催 9月25日

第2回開催 10月30日

第3回開催 12月4日

第1回中間報告を会報1月号で報告するとともに、2月5日開催の本部研修会の席で報告する。

研究会の会場は各支部を順次廻り開催している。明治時代の資料や、測量器具等があればお知らせ願いたい。

平成5年度上半期監査の結果について(木下代表監事)

昨年11月9日司調会館において10時から夕方まで、監事3名で監査を行った。今回の監査は会計監査に止まり、業務監査までは時間の都合により至らなかった。会計は従来のおり単式簿記で記録してあるが信頼性はある。指摘事項はいろいろあったが、何れも事務的なものが殆どで本日は省略する。

特別会計は資金がかなり蓄積されているが、この運用については時期的なこともあるが有利な方法で運用するよう指摘した。定期預金がかなりあり、定期預金は換金はかなり拘束されるが、これと利率がほぼ同じで換金性のある商品があり、低利の時期は定期性のあるものは不適當で、時期を見て中国ファンド等の商品に変更することが望ましい。

複式簿記への移行は、自分が一々指導するわけに行かず、現在移行作業とまでは行かず、準備の段階であるが事務局職員が複式簿記をかなりマスターしているように見受けられ、その内には複式簿記に移行できるものと思われる。

閉 会

本部研修会開催される

＜平成6年2月5日 徳山文化会館に於て＞

午前中研究室長瀬口会員により研究室中間報告が行われ、午後、奈良県土地家屋調査士会副会長福永宗雄氏により「ハイテク登記測量」と言う演題により講演がありました。



支部企画委員・本部業務部合同会議

日時 平成6年3月5日(土)午後1時30分から
平成6年3月6日(日)午前11時30分まで
場所 ホームサムイン・やまぐち

出席者 本部役員 乗川会長、高田副会長、小嶋副会長、西本部長、難波、阿部、高杉各理事

支部企画委員 岩国 大森委員、河内委員
徳山 田中委員、小林委員
防府 三刀屋委員、大田委員
山口 田上委員、川口委員
萩 藤津委員
宇部 井上委員、西野委員
下関 義満委員、無敵委員

開会午後1時30分

先日急逝された防府支部の浅村先生の冥福を祈り1分間の黙禱の後会議に入った。今回は週末を利用した1泊2日の会議を企画し、1日目は報酬額の運用について集中的に会議を行い、終了後支部の企画委員さんとの懇親を深める会を設定した。2日目は「ハイテク機器講習会」と題し、測量機器メーカートプコンより講師派遣をうけ、現在注目されているGPS・GIS又自動追尾測距儀ランドハンターについて講習を受けた。

協議事項

(1) 平成5年度支部研修結果報告について

平成5年度は役員の改選期にあたり、事業の取組みが遅くなった為又、法改正等があり本部研修会を2回開催した関係上各支部の研修実施状況はやや少な目となっている。

しかし、内容は各支部とも特色があり下記のような実施内容であった。

☆17条地区に指定された地域の業務研修を行った支部 (岩国)

☆日常業務とは少し離れた講師による講演会を開催し、調査士の質の向上を計った研修会を開催した支部 (徳山)

☆国有財産との境界確認にからみ、その取得時効を研究した支部 (防府)

☆他会(鹿児島県会)との交流会を企画した支部 (萩)

☆業務研修の基本である報酬や調査測量実施要領の運用を研修した(山口-宇部)

☆不動産に関する税務を研究した支部 (下関)

等

(2) 報酬額の運用について

高田副会長を講師とし改正時にも使用した例題を再度検討、その運用の徹底を各支部企画委員にお願いした。又、乗川会長より年計表に基づく報酬額運用の実態説明があり各支部へ、その運用の徹底を再度要請した。

(3) 研究室からのお知らせ

研究室に属している難波理事より報告と、本年度研究及び収集した資料等の説明があった。

(詳細は本部研修会時に配布した資料参照)

登記なんでも相談

萩支部 三好 一 敏

平成6年1月29日、朝から激しい雪が降っている。無料登記相談所開設案内の広報車を萩市中と郡部を廻る当番に当たっている。広報用テープは、選挙カーのマイク嬢を経験した若い女性にお願ひし、萩ケーブルテレビ会社のスタジオを借りて録音をした。

「みなさんこちらは、萩法務局です。来る2月1日は登記の日です。・・・日頃不動産に関するお悩みをお持ちの方、どうぞお気軽にご相談にお越し下さい。心よりお待ちしております。」広報用テープを掛けながら大雪の中を4WD車で駆ける。効果の程は疑問である。会場は、北浦地方では最も集客力の大きいアトラス萩店にお願ひし、厚かましくも、同店の広告チラシに相談所開設の案内を載せてもらった。

平成6年2月1日、調査士萩地区会員、司法書士萩地区会員、法務局萩支局長他、公証人先生を加えスタッフ一同は開場1時間前に集合。開場設営準備にかかる。大部分はアトラス萩店の協力で、机椅子、バッテリー等を借りる事が出来、さほど時間を必要としなかった。会場入口に看板を立て相談者の来場を待った。

午前10時、相談者が一斉に来場、すぐにテーブルが一杯となった。昼食は昼食券を発行し各自で空いた時間に取り組むことにした。すぐそばで、50インチスクリーンに調査士PRビデオを放送している。店を買い物で訪れた人のために準備したものである。

午後3時、相談者の姿もほとんどなくなった。本日の成果を取りまとめ、後片付けをし、萩支部の一大イベントを終えた。因みに本日の相談者20名、20件。調査士に関する相談2件。法務局を会場とする無料相談所では、これほどの成果はなかったであろうと、大方の相談員の弁であった。



「4月1日表示登記の日」

無料相談盛大に開催される

平成6年度の「表示登記無料相談」を4月1日県下10会場で実施致しました。たくさんの相談に応じ、そのことが社会奉仕につながり、かつ、「表示登記」のPRと「土地家屋調査士」のPR、即ち対外的な宣伝を行うことができました。

相談会場で協力いただいた会員の皆様にお礼を申し上げます。

県下10会場で相談に来られた方の数は次の通りです。各会員はPRに務めましょう。

平成6年度「表示登記の日」無料相談解説場所

- * 岩国市錦見1丁目16-35
「山口法務局岩国支局」
- * 柳井市柳井山根西2564-63
「山口地方法務局柳井出張所」

- * 下松市中央町2-13
「ザ・モール周南」1階海の広場
(4月2日(土)10時から17時まで)
- * 防府市緑町1丁目9番1号
「防府市文化福祉会館」
- * 山口駅通り2丁目9番15号
「山口県司調合同会館」
- * 萩市平安古町599番地の3
「萩地方合同庁舎」
- * 長門市正明市四区
「長門市物産観光センター2階」
- * 宇部市常盤町1丁目6番30号
宇部「井筒屋」
- * 小野田市光栄町
「サンパーク・サンフェスタ広場」
- * 下関市南部町1-1
「下関市役所1階ロビー」

相 談 会 場	相談件数	相 談 会 場	相談件数
山口地方法務局岩国支局	10	長門市物産観光センター	2
山口地方法務局 柳井出張所	2	宇部 「井筒屋」	12
ザ・モール周南	17	小野田 「サンパーク」	8
防府市文化福祉会館	7	下関市役所	6
山口県司調会館	4	計	71
萩地方合同庁舎	3		

徳山支部無料相談開催される

徳山支部 支部長
田中拓朗

このたび、4月1日「表示登記の日」の徳山支部主催イベントにつきましては、多数の関係者の方々にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今回4月1日「表示登記の日」の無料相談会を開催するにあたり、徳山支部理事会にて開催方法について検討した結果、その開催の最大の目的である土地家屋調査士のPRについて、もう少し市民レベルで、できるだけ多くの方に知っていただくような方向で考えてみたらということになり、支部独自の事業としてのイベントを無料相談会と併設して行おうと考えました。

その効果が最大限に出るように、場所を周南地区で今話題の下松市にできたザ・モール周南ショッピングセンターとし、日程も本会の会長及び役員の方々のご厚情により、4月2日に変更させていただき実行することとなりました。

企画に関しましては、2月2日の理事会にて決定、スタートし、支部理事会メンバー全員がイベント当日まで何度となくミーティングを行い、全力を尽くして取り組みました。

イベントの内容としては、土地家屋調査士のアピールに重点をおき、“境界のことなら土地家屋調査士へ”を基本コンセプトに、無料相談所の開催、距離当てゲーム、キャド・自動追尾・GPSなどの最先端測量機器のデモ、調査士用のビデオ放映、アンケート、アピール用チラシ・ティッシュの配布、境界標識の展示、子供のためのゲームと盛り沢山のものを行いました。

結果といたしましては、当日来場者3,000名、アピール用チラシ・ティッシュの配布数各3,000件、アンケート総数438件、そして、表示登記無料相談件数は17件でした。当日は、徳山支部会員全員がスタッフとして参加し、多数の補助者の協力も得られ、徳山支部全体が取り組んだ事業となりました。

イベントを終了し感じたことは、土地家屋調査士の業務そして土地家屋調査士という名前自体が、一般市民にはまだまだ浸透していないということと、こういったPR活動をいろいろな機会に行っていくことが必要であるということです。今後も理事会にて、いろいろな土地家屋調査士の業務について検討していきたいと思っております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

イベントに先立って、同会場で4月1日のKRYのラジオ番組「宇宙船かたつむり」で山口地方法務局徳山支局長末廣利夫様と乗川会長・田中徳山支部長の三人で「表示登記の日」について15分間対談が行われた。

裏表紙の内側にPRのチラシ広告を載せておきます。





山口地方法務局異動計画一覧表

整理番号	所属	職名	氏名	転出先	職名	後任者氏名	前職名	備考
1	局長	局長	藤田秀次郎					
2	次長	次長	藤正弘					
3	総務課	総務課長	広津隆久	広島	首席登記官	小坂元	広島調査官	
4	"	課長補佐	藤本正美					
5	"	庶務係長	松原純生	宇部	総務係長	西村和子	本局登相	
6	"	人事係長	要田恒史					
7	"	登記調査官	原澤銀一	戸籍	国籍係長	中島正善	下関供専	登記専門職
8	"	登記専門職	山重基晴					
9	"	係員	武田信夫	戸籍	係員	高崎育恵	新採	
10	"	係員	赤根年茂枝					
11	"	係員	伊藤美代子	萩	係員	川村泰秀	豊田登専	
12	会計課	会計課長	工藤真義	広島	訟務管理官	北脇重男	広島上席訟務官	
13	"	主計係長	松村正博					
14	"	用度係長	西村昭博	阿東	阿東所長	中村和彦	豊田所長	
15	"	施設係長	小野村 悟					
16	"	係員	金沢裕美					
17	"	係員	原田邦夫					
18	"	係員	野村博之					
19	"	係員	大木伸一	周東	係員	若槻千明	宇部係員	
20	"	係員	中原健二	下関	係員	柳晋一郎	登記係員	
21	登記部門	首席登記官	黒瀬善之	福山	福山支局長	増本正博	東広島支局長	
22	"	統括登記官	藤井欽也	退職		山崎一男	徳山統括	
23	"	統括登記官	和太 稔					
24	"	統括登記官	安宗厚子	下関	課長	中川洋二	本局表専	
25	"	表示登記専門官	中川洋二	登記	統括	安田 謙	宇部補佐	
26	"	表示登記専門官	有井幸治	退職		永田一義	徳山補佐	
27	"	登記相談官	西村和子	総務	庶務係長	有吉 清	萩係長	
28	"	登記相談官	田中哲治					
29	"	登記調査官	重田 勉	供託	係長	井上 達	戸籍登調	
30	"	登記調査官	宇野秀穂					
31	"	登記専門職	田中博幸					
32	"	係員	柳晋一郎	会計	係員	西山義治	防府登専	登記専門職
33	"	係員	阪村智寛	徳山	係員	安村剛治	防府係員	
34	戸籍課	戸籍課長	橋夫 明					
35	"	戸籍係長	松下 衛	宇部	補佐	山縣龍彦	阿東所長	
36	"	国籍係長	瀬村 剛	訟務	訟務官	原澤銀一	総務登調	
37	"	登記調査官	井上 達	登記	登記	武田信夫	総務係員	係員
38	"	登記専門職	中村公洋					
39	供託課	供託課長	杉村晴雄	木次	支局長	井上敬徳	上席訟務官	
40	"	供託係長	岡村邦子	萩	係長	重田 勉	本局登調	

備考欄には、後任者が前任者の職名と同一にならない場合の新職名を記載した。

整理番号	所 属	職 名	氏 名	転出先	職 名	後任者氏名	前 職 名	備 考
41	供託課	係 員	玉田秀樹					
42	訟務部門	上席訟務官	水津憲治	防 府	支 局 長	品川寿興	広島上席訟務官	
43	"	上席訟務官	井上敏徳	供 託	課 長	小山 稔	下関課長	
44	"	訟 務 官	吉武丈治					
45	"	登 記 官	林 隆康	豊 田	所 長	渡村 剛	国籍係長	訟務官
46	人権擁護課	人権擁護課長	佐々木正光					
47	"	人権擁護係長	原田敏直	徳 山	補 佐	守永辰夫	豊北所長	
48	"	相談主任	藤井隆弘					
49	防府支局	支 局 長	弥政忠文	退 職		水津憲治	本局上席訟務官	
50	"	総務係長	富永勝盛					
51	"	統括登記官	野村幸子	退 職		河合佑一	美作統括	
52	"	登 記 官	田中 昭	新南陽	所 長	有熊和郁	徳山登記官	
53	"	登 記 官	金子邦人	光	所 長	木村 学	萩登調	登記調査官
54	"	登記専門職	勝田寛子	退 職		小川智之	新 探	2. 1村ヶ
55	"	登記専門職	西山義治	本 局	登 専	平尾輝彦	阿東登専	
56	"	係 員	安村剛治	本局登記	係 員	永田裕美子	豊北係員	
57	"	係 員	梅本華恵	岩 国	係 員	藤村昌代	長門係員	
58	"	係 員	山根忠相					
59	"	係 員	藤井美鈴					
60	徳山支局	支 局 長	末広利夫					
61	"	支局長補佐	永田一義	本 局	表 専	原田敏直	人権係長	
62	"	総務係長	竹内基晴					
63	"	統括登記官	山崎一男	本 局	統 括	金重吉起	岩国統括	
64	"	登 記 官	天野一美	岡山西	登 記 官	福永 馨	宇部登記官	
65	"	登 記 官	國澤富三郎	久 賀	所 長	林 彰夫	岩国係長	登記調査官
66	"	登 記 官	有熊和郁	防 府	登 記 官	齋宮英敏	綿 所 長	
67	"	登記専門職	中本正和	下 関	供 専	岩谷 寛	柳井係員	係 員
68	"	登記専門職	松村 亮					
69	"	登記専門職	河野恵美子	柳 井	登 専	高山恵美子	広島呉	係 員
70	"	係 員	後藤鋭輝					
71	"	係 員	前田利隆					
72	"	係 員	古谷 訓					
73	"	係 員	藤井裕子	下 関	係 員	飯村智寛	登記係員	
74	"	係 員	橋崎佳寿美					
75	萩支局	支 局 長	石崎親男					
76	"	総務係長	有吉 清	本 局	登 相	岡村邦子	供託係長	
77	"	統括登記官	勝部健二					
78	"	登 記 官	岡藤康通	豊 北	所 長	橋 敦夫	宇部係長	
79	"	登記調査官	木村 学	防 府	登 調	吉村智恵子	下関登専	登記専門職
80	"	登記専門職	岡崎輝雄					

整理番号	所属	職名	氏名	転出先	職名	後任者氏名	前職名	備考
81	萩支局	係員	妹尾祐子					
82	"	係員	徳田 浩	美祿	係員	吉野 寿	須佐係員	
83	"	係員	中村英樹					
84	"	係員	川村妙子	宇部	係員	伊藤美代子	総務係員	
85	岩国支局	支局長	斎藤更生	東広島	支局長	谷本義明	岡山戸籍課長	
86	"	支局長補佐	高橋利吉					
87	"	総務係長	林 彰夫	徳山	登調	浅原 勉	宇部登和	
88	"	統括登記官	金重吉起	徳山	統括	西本紀美子	広島登記官	
89	"	登記官	河村 保					
90	"	登記官	村田光男					
91	"	登記調査官	高松 惠子					
92	"	登記専門職	山田謙治郎	柳井	登専	古川信明	宇部登専	
93	"	登記専門職	道端浩生					
94	"	登記専門職	小山 尚	松江仁多		原田俊輔	下関係員	係員
95	"	係員	辻岡誠二	豊北	係員	梅本華恵	防府係員	
96	"	係員	行武 要	久賀	係員	谷村典子	宇部係員	
97	"	係員	佐貫紀恵					
98	下関支局	支局長	中野三男	退職		岩谷利彦	尾道支局長	
99	"	総務課長	小山 健	本局	上席公務官	安宗厚子	本局統括	
100	"	総務係長	久富豊広					
101	"	戸籍係長	武吉 勲	長門	登調	藤井 茂	小野田登調	
102	"	供託専門職	中島正善	本局	総務登専	中本正和	徳山登専	
103	"	係員	佐内薫子					
104	"	統括登記官	森脇一豊					
105	"	公務官	高杉伸夫					
106	"	登記官	岡本 隆	下関	登和	猪俣忠弘	岡山局	登記専門職
107	"	登記相談官	山本智之	宇部	登和	岡本 隆	下関登記官	
108	"	登記調査官	竹内秀行					
109	"	登記専門職	吉村智恵子	萩	登専	尾中芳孝	周東係員	係員
110	"	登記専門職	荒瀬哲治					
111	"	登記専門職	中嶋周一					
112	"	登記専門職	原田隆男					
113	"	係員	原田俊輔	岩国	係員	田中裕幸		
114	"	係員	福田和幸					
115	"	係員	林 嗣朗	光	係員	中原健二	会計係員	
116	"	係員	金子忠明	須佐	係員	菅谷和雄	光係員	
117	"	係員	古岡昌紀					
118	"	係員	波田さやか					
119	"	係員	伊藤一弘	長門	係員	藤井裕子	徳山係員	
120	宇部支局	支局長	岡田泰徳					

整理番号	所 属	職 名	氏 名	転出先	職 名	後任者氏名	前 職 名	備 考
121	宇部支局	支局長補佐	安田 謙	本 局	表 専	松下 衛	戸籍係長	
122	"	総務係長	橋 敦夫	萩	登記官	松原純生	総務庶務係長	
123	"	統括登記官	斎藤俊英					
124	"	登 記 官	福永 馨	徳 山	登 記 官	兼安典子	橋井所長	
125	"	登 記 官	高井静子					
126	"	登記相談官	浅原 勲	岩 国	総務係長	山本智之	下関登相	
127	"	登記専門職	古川信明	岩 国	登 専	松永憲昭		登記調査官
128	"	登記専門職	大島 謙					
129	"	係 員	岡崎さおり					
130	"	係 員	喜島成和					
131	"	係 員	若槻千明	本 局	会計係員	新規採用		
132	"	係 員	岡井隆之	豊 田	係 員	町田主司	新南陽登専	登記専門職
133	"	係 員	谷村典子	岩 国	係 員	川村妙子	萩 係 員	
134	"	係 員	岡本紀子					
135	"	係 員	徳永 裕					
136	"	係 員	浅井芳枝					
137	美祿出	登記官(所長)	藤田英夫					
138	"	登記調査官	津森正義					
139	"	係 員	杉原誠二	阿 東	係 員	徳田 浩	萩 係 員	
140	阿 東 出	登記官(所長)	山縣龍彦	本 局	戸籍係長	西村昭博	用度係長	
141	"	登記専門職	平尾輝彦	防 府	登 専	杉原誠二	美祿係員	係 員
142	新南陽出	登記官(所長)	河村禮子	長 門	所 長	田中 昭	防府登記官	
143	"	登記専門職	町田主司	宇 部	登 専	斎藤春洋	久賀登専	
144	"	係 員	垣村昌宏	宇 部	係 員			
145	光 出	登記官(所長)	中島久士	尾 道	補 佐	金子邦人	防府訟務官	
146	"	登記調査官	池永 真					
147	"	係 員	釜谷和雄	下 関	係 員	林 綱朗	下関係員	
148	"	係 員	横山孝秀					
149	"	係 員	宮本博子					
150	須佐出	登記官(所長)	藤永幸成					
151	"	係 員	吉野 寿	萩	係 員	金子忠明	下関係員	
152	長 門 出	登記官(所長)	三嶋信行	橋 井	所 長	河村禮子	新南陽所長	
153	"	登記専門職	増山和男	小野田	登 専	武吉 勲	下関戸籍係長	登記調査官
154	"	係 員	藤村昌代	防 府	係 員	伊藤一弘	下関係員	
155	"	係 員	古屋仁志					
156	周 東 出	登記官(所長)	沖田 昭	東広島	登 記 官	山本房夫	久賀所長	
157	"	登記専門職	勝部泰和					
158	"	係 員	尾中芳幸	下 関	係 員	大木伸一	会計係員	
159	錦 出	登記官(所長)	藤宮英敏	徳 山	登 記 官	山本 隆	橋井登記官	
160	"	係 員	林 明美					

整理番号	所属	職名	氏名	転出先	職名	後任者氏名	前職名	備考
161	柳井出	登記官(所長)	兼安典子	宇部	登記官	三崎信行	長門所長	
162	"	登記官	山本 隆	錦	所長	山田謙治郎	岩国登専	登記専門職
163	"	登記専門職	藤木 修					
164	"	係員	岩谷 寛	徳山	係員	河野恵美子	徳山登専	登記専門職
165	"	係員	田中義則					
166	"	係員	小田桐香苗					
167	久賀出	登記官(所長)	山本房夫	周東	所長	國澤富三郎	徳山登記官	
168	"	登記専門職	小野一夫					
169	"	登記専門職	齋藤春洋	新南陽	登専	行武 要	岩国係員	係員
170	豊北出	登記官(所長)	守永辰夫	本局	人権係長	岡藤康通	萩登記官	
171	"	係員	永田裕美子	防府	係員	辻岡誠二	岩国係員	
172	豊田出	登記官(所長)	中村和彦	本局	用度係長	林 隆康	訟務部門登記官	
173	"	登記専門職	川村泰秀	本局	総務係員	隅井隆之	宇部係員	係員
174	山陽出	登記官(所長)	藤川京子					
175	"	係員	伊藤 守					
176	小野田出	登記官(所長)	中川綾子					
177	"	登記調査官	藤井 茂	下関	戸籍係長	増山和男	長門登専	登記専門職
178	"	係員	宮村美代子					
179	会計課	電話交換手	田辺康子					
180	総務課	自動車運転手	田中清之					
181	会計課	庁 婦	富田禮子					

国土調査関係図書

■新刊書

●既刊一好評発売中

地籍調査研究会 編 A5判 価三、二〇〇円(千加円)

地籍調査(一筆地)関係事例
問答集 (平成4年増補版)

地籍調査の最も重要な基礎的作業である一筆地調査の調査過程で生ずる、多種多様におたる事案の処理に当たる実務家のために、過去数多の個別・具体的事例に基づいて質疑応答を整理し、これに補足解説を加えて、この調査全般の円滑化を図る、助とした執務参考書。

本田 武夫 著 A5判 価四、六〇〇円(千加円)

国土調査法
に基づく地籍測量

本書は、国土調査における一筆地調査と共に、申の肉輪にたとえられる地籍測量の支務の基本的事項を体系的に解説したもので、著者が永年の体験を踏まえ、地籍測量の全般を現場の支務に役立つよう懇切に解説すると共に、解説図、参考資料等を豊富に挿入して具体的に、わかり易く詳述した支務者必携の手引書。
測量・設計・登記事務に従事される方はもちろん、初め測量を学ばれる方々にも最適な支務参考書。

地籍調査研究会 編 A5判 価三、〇〇〇円(千加円)
問答形式 一筆地調査の手引 全3巻

小口 福馬 著 A5判 価三、三〇〇円(千加円)
国土調査一筆地調査の実際

一筆地調査の進行上の問題点の中から、特に重要事項を選び、処理、手続き等を体系的に解説した支務講座。

●お申込みは、郵便またはFAXで(ご住所・電話番号明記のうえ)直接下記へ

〒162

東京都新宿区住吉町8番22号



みづほ書房

電話 03(3357)0347番

FAX 03(3357)0080番

支部対抗ボーリング大会

有終の美を発揮して

理事財務部 竹田 健治

恒例となっておりました支部対抗ボーリング大会が、去る2月26日(土)午後1時より岩国市のボールフラワーにおいて開催されました。本大会は親睦クラブの新年度よりの発足に伴って、最後の大会になるということで、各支部とも張り切らざるを得ず、岩国・徳山・宇部支部が各2チームを、これに役員2チームも加わり、合計12チーム60人が参加し、大変な盛り上がりを見せました。

岩国支部・是国会員の始球式に始まったゲームは、ノーハンディ制の一人2ゲーム合計の得点集計ということで、20レーンを使用して競いました。日頃の運動不足とストレス解消とばかりに、ストライクを連発する会員もあり、支部の垣根を取りはらった熱戦が繰り広げられました。

ゲーム終了後、会場を岩国市を代表する名所・錦帯橋と岩国城が望める岩国国際観光ホテルに移して、表彰式並びに懇親会を行い、乗川会長より各賞が手渡され、和気あいあいの内に散会いたしました。

最後になりましたが、本大会の運営に際しましては、浦井岩国支部長には一方ならぬお世話をいただきましたことを、誌上を借りて厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、徳山支部の「いけいけベルディー」、「サンフレッチわやわや」という大会にふさわしい異色のチーム名称は、これからの親睦クラブのボーリングに継承され、さらなる発展を期待してやみません。

大会成績は以下の通りです。

(団体戦)

一位	宇部支部A
二位	岩国支部
三位	山口支部
四位	下関支部
五位	萩支部

(個人戦)

一位	西村 修(宇部)	345ピン
二位	田村 直久(岩国)	344ピン
三位	小嶋 慎一郎(山口)	343ピン
四位	浜崎 進(下関)	337ピン
五位	澤田 誠(宇部)	322ピン

支 部 だ よ り

徳山支部広報協力員 龍 角 信 夫

2月26日、本部主催のボーリング大会が岩国市で開催されました。徳山支部も若いメンバーをそろえ、チーム名も趣向を凝らし、打ち上げの会場まで用意してはりきって参加しました。ゲームのあと場所を変えて懇親会、成績発表が始まってなかなか徳山支部の名前が出てきません、団体戦は下から数えるほうがはやく、個人戦も飛び賞が2名でした。成績表を見てびっくり、20位以内にはだれも入っておらず大笑いでした。そのあとの打ち上げはボーリングの成績を肴に盛り上がりました。

今、徳山支部は「表示登記の日」の準備に追われています。今年は、周南地区では一番大きい「ザ・モール周南」で無料相談を開きます。折角の機会ですので“境界のことなら土地家屋調査士会へ”ということの基本コンセプトに、楽しい企画のイベントを盛り沢山行い、土地家屋調査士のアピールをしたいと思っています。無料相談所のほかに、距離当てゲーム、キャド・GPS・自動追尾システムのデモ、ビデオ放映、境界標識の展示、チラシ・ティッシュ配布等を計画しています。支部全員の事業になるようはりきっています。会報が発行されるときにはもう終わっていますが、より多くの人に「土地家屋調査士」をPRできたらと思っています。

支 部 研 修 会 に 出 席 し て

岩国支部 大 森 正 秀

岩国支部では平成6年1月22日（土）午前9時～午後4時まで支部研修会を行いました。テーマは『やさしい誤差論』で、支部企画委員の方から多忙な浜瀬清治会員に講師をお願いしました。

約80枚のテキストの内容を大まかに列挙すると

- ① 不定誤差の3法則
- ② やさしい誤差の知識
- ③ 標準偏差とは
- ④ 法務局依命通知による筆界点の位置誤差、公差の説明について
- ⑤ 筆界点の位置誤差（平均2乗誤差）の制限
- ⑥ 筆界点間の距離誤差とその公差について
- ⑦ 倍角差および観測差
- ⑧ 最小2乗法の理論とその応用

以上、かなり難しい講義内容もありましたが、岩国支部管内では国土調査の進捗率が平成5年12月1日現在、岩国市で91.0%、柳井市が72.5%の状況において、今回の研修内容及び誤差と精度についての勉強は実務について大いに役立つものでした。

広島県呉支部との研修をおえて

岩国支部 中島 順一

呉支部の依頼により国土調査における17条地図の取扱い方についての研修であった。2月26日・2月27日の2日間、岩国サンライフにおいて呉支部より16名、岩国支部より4名、オブザーバー1名が参加した。

呉会員の説明によると、国土調査の実施地区が少なく、又実施された地区も精度が悪く復元しても現況と合致しないので17条地図をあまり信用していないとの事であった。それに対し浜瀬会員の返答は、岩国支部にもそのような地区があるが、17条地図がどのようにして作られたか資料を調査し、誤差がどこにあり、どこに誤りがあるか調査すれば、それを取り除くことによって十分対応できるとの事であった。又、前方交会法、広方交会法によって測量しているとの講義を聞き、密度の濃い説明に全員神妙に聞きいていた。（私が思うに、そこまでやる会員が岩国支部に何人もいないのに呉支部がどのように感じ取ったか少し心配）

又、浦井、河内両会員により基準点より復元測量をやらないで現況により測量した場合の過去の事例により問題点を説明した。

夜、岩国国際観光ホテルにおいて夕食の招待を受け食事をしながら和気あいあい語りあった。その中で少し気になったのが、単純に分筆一件いくらですか？との質問に25万と答えた。呉支部では40万との事、復元測量をしないで40万、私は少し安いのかな？、その後の食事はまずかった。

最後に今度は呉支部に招待するので是非来て下さいとの事であった。他支部との交流により自分の地域にない、いろいろな事例を聞き参考になった。



下関支部

3月29日に司調両会主催による、送別会が開催されました。支局長は退職されましたが、秘書課長以下13名の職員は御栄転されました。毎年この時期になると、寂しい気分になりますが、これも「一期一会」今は二度とない、会ったときが、別れするとき、と、ぼやきたくなる事もあります。しかし「今を大切に生きる」この言葉の響の様に、次に会える楽しみ、又我々自身さらに飛躍して互いに大きくなりましょう。

「新入会員研修会」開催される

来る3月2日(水)に、新入会員の研修会が、司調会館で行われた。

5人の内の4人出席のもとに、朝10時から夕方4時までスケジュール多い研修会だった。始めに、総務部担当で、渡辺行樹・渡辺剛通による「土地家屋調査士法概要」と「土地家屋調査士会会則」の説明があった。

次に広報部の河村部長から「広報活動」について話がなされ、小嶋副会長(公職協合理事)から「公職協会」について説明がなされた。

昼食後、会長挨拶があり、会員の自己紹介の後に、財務部の増高部長により「各種共済制度及び保険について」話が

なされ、業務部の高田副会長と西本業務部長から

「土地家屋調査士の実務概要」

「地図の備付けのない地域の取扱について」

「土地家屋調査士業務と民法のかかわり」

「報酬額運用の説明」

の本日のメインの実務についての話があった。新入会員の多くが、補助者の経験があるせいか、全体的に質問が少なかったが、これからは有資格者なので、熱心に聴講されていた。新入会員には、会の動きや業務について大変参考になったと思われる。



澤田 誠



柏田 光則



梅本 孝芳



林 萬守



時野 博道



藤山 政志

事務所紹介

萩支部 片山 修一郎

平成5年3月8日に萩市瓦町61番地、鉄骨造陸屋根2階建の建物で1階・事務室、2階は自宅が連いので昼休みや夜遅くまでの仕事のときは宿泊を致します。特徴等はありませんが、陸屋根構造は維持の面で問題が多少あると思います。



親睦クラブ設置規則制定に伴う

会員各位の意向調査集計結果について

財 務 部

このことについて、平成6年1月17日付け山調発第95号において、会員の皆様に親睦クラブ設置規則を配布し周知方をお図りいたしました。その際親睦クラブに対する皆様の意向調査をも併せ実施いたしましたところ、回答者数68人、回答率26%となり財務部としては好結果を得たものと大層満足いたしております。これらの調査結果を糧として今後の親睦クラブの進め方の基盤をとらえたいと存じます。

どうもありがとうございました。財務部一同心から感謝いたしております。今後とも皆様のご希望、ご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

区分	項目 支部	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	計	回答者数	
		ゴルフ	釣	ソフトボール	旅行	ボーリング	音楽	囲碁	OAパソコン	麻雀	テニス	ダンス	オート	オート	ヨット	自動車	スキー	登山	陶芸	将棋	絵画鑑賞			その他
加入したいクラブ	岩国	1	2		1	1	2		2								1					10	9	
	徳山	4		1	2	2	2		2											1		14	9	
	防府	4	2		1			1	1								1	1					11	6
	山口	4	4	2	1		1	2	1	1						2							18	11
	萩		2	1	3	1		2	2														11	8
	宇部	2	1	3	1	2	3		3		1												16	11
	下関	2		1	3	1	2		2	1		1	1	1	1								16	14
	計	17	11	8	12	7	10	5	13	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1		1		96	68
趣味・興味・関心のあるクラブ	岩国	1	6		3	1	2	1	2								1					17	9	
	徳山	4	3	1	5	2	4	3	2											1	1	26	9	
	防府	4	2		3		2	1	1								2	1			1	17	6	
	山口	6	5	3	2	3		2	4	2	1					3			1			32	10	
	萩	2	3	2	4	2	1	1	2	1											2	20	8	
	宇部	2	3	4	4	3	1		2		1												20	8
	下関	2	1	2	8	2	1		3	2		1	1	1	1					1	1	27	12	
	計	21	23	12	29	13	11	8	16	5	2	1	1	1	1	3	3	1	1	2	5	159	62	
会員の皆様方からの希望・ご意見	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 親睦クラブの設置に伴い、今後の発展をお願いします。 ◦ OAクラブに期待し、その発展につとめたい。 ◦ 設置された親睦クラブがどのような形・内容ですすむか、見極めた上で加入したい。 ◦ 事務所規模が小さいので、親睦クラブに入る時間的余裕がない。 ◦ 史跡めぐりを活かしたい。 ◦ 老令となり、とかく運動不足となり勝であるから、クラブに入会し健康維持につとめたい。 ◦ 囲碁クラブが設置予定クラブになっているのに、将棋クラブがなぜないのですか。 																							

山口県土地家屋調査士会親睦クラブ設置規則

(目的)

第1条 山口県土地家屋調査士会(以下「会」という。)は、会員の連帯意識を高めるとともに、会員相互の親睦を深めると同時に会の広報活動の一助とするためこの規則を定める。

(構成員・準構成員)

第2条 親睦クラブは、趣味、興味、関心を同じくする会員、補助者及び事務局職員により構成する。

2 このクラブに賛同する者を準構成員とし、会員の家族並びに一般の識者及び協力者を責任者又は代表者の推薦によって準構成員を決める。

(クラブの種類)

第3条 クラブの種類は、当分の間10種類を限度とする。

(クラブの選択)

第4条 クラブの規模は、第2条の構成員から3支部にまたがり、かつ10人以上で組織されることが望ましいものとする。又、構成員によるクラブの種類選択は複数制であってもよい。

(クラブの設置届)

第5条 クラブの責任者は当分の間、理事会の意見を聞き定めることとし、又、その責任者は別紙クラブ設置届を会長に提出する。なお、この設置届は毎年度末に更新されるものとする。

(クラブの運営)

第6条 クラブはそれぞれ独立したグループ活動であり、クラブ員のコミュニケーションを図るとともに、その運営をクラブ員の総意により決める。

第7条 クラブはその運営のため、クラブ代表者を選出し、クラブの目的、行事予定及び予算計画等をたてるものとする。

(クラブへの助成金)

第8条 会からの助成金は、原則として各クラブの申請に基づき会長が決定した金額を交付する。

ただし、当分の間、1クラブにつき、年50,000円を限度として交付する。

なお、更に助成金を必要とするクラブについては、予算の限度内において、クラブの申請により、会長の決定した金額を交付することができる。

(クラブの実施状況報告)

第9条 各クラブ活動の実施状況を年1回会報「やまぐち」により、会員に報告することが望ましいこととする。

(会員の意見具申)

第10条 会員はクラブ発展のため、それぞれの意見、希望を理事会に具申することができる。

第11条 この規則の改正は理事会の決議を経て会長が定める。

付則

1 この規則は、平成6年1月7日から施行する。

2 規則第5条によるクラブ設置届は、毎年度の初回理事会終了後直ちにクラブ責任者より提出され、そのクラブ助成金は、定時総会終了後速やかに交付されるものとする。

研究室研究成果報告（中間）

平成6年4月

研究室長 瀬口潤二

1. 公図のない地区の実態

研究室では、山口県下の公図のない地区の実態把握のため、各支部の有志会員と意見交換をしているところである。

公図のない地区で地積更正や分筆の登記と言った表示に関する業務には、依頼された土地と登記されている地番や、隣接地番（隣接地主）をどのようにして関連づけているのかといったことを中心にして意見の交換をしているところである。

山口市では、市役所の支所にその地区の山林絵図が保管されており一般の公図と同じように閲覧できるようになっている。

山口市の会員の多くは、山林絵図を土地の所在確認の資料の一つとして利用している。

他方、下関市などでは、山林絵図の所在がほとんど不明で、下関区の会員は、土地の所在確認の参考としての資料として利用できないでいる。法務局下関支局にも山林絵図は、その複写すら存在していない。

宇部市では、市役所の支所で山林絵図の保管は推定できるものの山口市のような閲覧は、できないようになっている。特に秘守資料として扱われているようである。宇部支局には、ほぼ山林絵図の複写を収集しており、登記官は、土地の所在確認の参考としての資料として利用している。この地区において会員は、山林絵図を資料としたい時は、登記官の面前で確認するといった手法をとっている。

その他各地区には、部分的に山林絵図が保管されているが、あればそれぞれ適宜利用しているようであるが、この絵図に対する信憑性に疑問もある様で、積極的な利用が計られていない実情にある。

一般的な土地の所在確認の参考としての資料としては、県林務課の管理する森林施行図（林班図）と森林簿が利用されている。この資料は、山林を宅地に開発したりするときの許可（林地開発許可）のとき山の持ち主の特定にも利用されているが、本来は、森林の育成管理のために県や市町村の必要性から作られたもので、登記や、法律的な所有権の範囲を示すものではない。

従って、登記の手続きの参考にしたいという目的での閲覧要請に対しては、当然ながら、拒否されているのが実情である。

にもかかわらず、一般会員の多くは、この存在を知っており、この森林施行図（林班図）と森林簿を利用している。これは、登記手続きの発生する他の要因、例えば、林地開発許可手続き上の官庁との打ち合せ事務などで、収集している資料の再利用であるようである。

森林施行図（林班図）と森林簿を登記簿と現地を比較すると矛盾点が、多々あるのも事実で、関係地主の意見集約の中で矛盾点を解消して、登記手続きをしているのが、実態である。

山林地区における一筆土地調査の実態についての過去のデータの収集を試みているところであるが、会員の中には、過去のデータを蓄積しているものは、確認できなかった。

例えば、この地区における登記地積と実際の地積の差がどのくらいであるのかとか、地番の配列傾向、公図のない地区に登録されていない土地が、どのくらいあるのか、といったことの、統計的データが、確認できなかった。

山口県では、公図のない地区の筆界は、創設的にならざるをえないという傾向が強い。

過去の地積算出のポイントと異なる点に現在の境界点を設定しこれを現在の科学的な測量方式で測量したとしても、比較のメリットがないということであろうか。

研究室で、公図のない地区における会員との意見交換で感じることは、実態としての現地の把握の問題と、登記手続き上の問題点がどうしても混同して論じられる傾向にあること。

このことは、登記手続きが、我々、土地家屋調査士の宿命ではあるが、実体としての現地の把握の問題を過小に評価されることにつながらないように整理して考える必要性を感じている。

1. 資料収集について

公図のない地区についても、登記簿は存在しており、しかもこれには、すべて、地積の記載がある。（地積の記載のない登記簿は、ないといってもよい）

これが、山口県下で何万筆も存在するが、全部架空の数字と考えることは、いささか

不合理であるので、歴史的な資料の収集を通して登記地積の評価を研究している。

公図のある地区、ない地区を問わず、地籍調査前と地籍調査後の地積の差は、各年度毎の国土庁報告で、20%前後の増という傾向が掴めている。

山口県下でも、地籍調査は、各市町村で実施中で、地目別の集計をしているので、目下資料収集中であるが、全国集計と同等の傾向がみられる。

山口県では、公図のことを分間図と呼び県下全域で通用する。しかしながら、専門家同志ならともかく、一般の国民の間でも分間図と言うことばが、公図を指すものとして通用している地方は、殆どない。このことにも山口県の特異性の一つがみられる。

ついでながら、山口県下ほどの規模で公図のない地区は、他に類をみない。萩支部の会員の調査では、山口県と同じ歴史的傾向をもつ鹿児島県にも、これほどの規模で公図のない地区は存在しないとのことである。

分間図と登記簿の関係を明らかにするため、各地区の分間図を図上で求積し登記簿の地積と比較表を作成している。

現在、各支部会員（防府、萩を除く）12名から60例の報告をうけているが、傾向として10%の増減のあるものは、10例、50例は、10%以内の増減である。

60例を全部合計した分間図と登記簿の差は、1%の誤差であり研究室では、登記簿の地積の根拠は、分間図の図上求積の結果であると考えている。(57,000㎡程度の規模)

旧土地台帳付属地図といわれる所以を裏づけるのではないだろうか。

山林地区の面積をみると明らかにこの山林絵図の図上求積の結果から算出したとは、考えられない。現地法による。

1. 平成6年度研究室活動予定

平成5年度の拡大研究室会議の各地区会員との意見交換を集約し各地区の実体の整理とまとめ、小誌の編集作業の具体化に移りたい。

研究室の会議を毎月第3土曜日に定め、司調会館で午前10時より午後4時まで、定期的に開催することとした。

この研究会議に日常の具体的事件処理の問題を取り上げ研究したい、特に新入会員の相談窓口になれば良いと考えている。

また、日常の手続き過程で発生する具体例が、会員諸氏から提供していただければ、研究室での成長につながると思うので是とも、ご協力いただきたい。

山口県における土地図面の変遷

(平成6年2月5日研究室中間報告)

事項	公図の名称	台帳の名称	地権の算出方法	丈量に使用した器具	単位	備考
江戸時代の 検地 (宝暦検地)	絵図	検地帳	現地十字法	間縄	1間 = $\begin{cases} 6尺5寸 \\ 6尺3寸 \end{cases}$	天正検地(1588~1601) 慶長検地(1607~1610) 寛永検地(1625) 貞享検地(1687) 宝暦検地(1761~1774)
地券制度の 新設 (明治5年 ~10年)	該合図 (野取絵図・ 改組図)	地券台帳 (明治9年 3月13日 地租改正 事務局別報 第19号)	現地十字法 (宝暦検地が 厳密である ので検地帳 にない土地 について 実測)	間縄	1間 = 6尺 (1分の砂指を 加える) 1反 = 300坪 明治8年6月12日 注 宝暦検地を ベースにしたので 1間 = 6尺3寸 でおこなった。	人民の適宜にまかせた。
地租 に 関 する 図 面	耕 地 土 地 台 帳 付 属 地 区 (分 間 図)	耕 地 土 地 台 帳 (明 治 22 年) ↓ 土 地 登 記 簿 (明 治 25 年)	図上求積 現地三斜法? (分間図の 図上求積 より厳密)	間縄 分見略部 (平板)	1間 = 6尺 土地丈量心得書	丈量作業完了 明治19年12月~明治20年1月31日 丈量検査完了 明治20年12月 注 第5条 (明治17年3月15日大政官布告第7号) 6尺 = 1間 1間 = 1歩 30歩 = 1畝 10畝 = 1反 10反 = 1町 明治22年地券の廃止
山林 作成されず	山林 土地台帳 (地券台帳 より転記)	算出されず				
国土調査法 (昭和26年)	地籍図	土地登記簿	地籍図求積	基本図根測量 トランシット 細部境界点 平板	メートル法	
国有地土地森林下戻法 ○官有山野奥草私下戻改正 (明治23年) ↓ ○官有山野の管轄替(明治30年) 県→広島大林区署 入会地の制限			林野下戻運動(明治30年~明治38年) 国有土地森林下戻法 (特種立法 明治32年) ↓ 明治38年下戻完了 部落・村・町の共有として下戻 (私個人有権はない)		備考 山口県 6,000㎢ (60万町歩) 地下上申(1729) 富士往還安(1841) 小野田市 4.3㎢ (4千町歩) 宇部市 20.9㎢ (2万1千町歩) 下関市 22.1㎢ (2万2千町歩) 岩国市 22.0㎢ (2万2千町歩)	
注 宝暦検地は農耕地だけで、山林は実施していないのではないかと山口県では天明の山検地(1780~1786)が実施されている。						

連合会より境界標設置全国キャンペーンの実施について協力の依頼がありました。内容については下記のとおりです。

境界標設置全国キャンペーン実施要領

日本土地家屋調査士会連合会

1. 趣 旨

不動産登記制度は、不動産の現況と権利を登記簿に反映し、公示する制度として発達を遂げた。

このうち、権利の登記については、ほぼ完璧に機能し、国民のあいだに定着している。更に現在は、登記事務はコンピュータ処理に移行され近代化の先端を行っている。

一方、不動産の物理的状況を反映する現況表示は、一部を除き地図が不完全なため、現地の状況と必ずしも一致しているとは言えない。登記制度の原則は、登記されている土地が、現地において特定できることであろう。

平成5年6月、不動産登記法施行細則の42条ノ4、2項が改正された。この改正の意図するところは、引照点測量を目的としたものではなく、筆界点総てに永久標識を設置することとしたもので、現地が障害物等により、物理的に設置が不可能な場合に、引照点測量をすることを規定したものであると解しているところである。

21世紀初頭には、登記事務のコンピュータ化も一段落し、地図整備が本格的に行われるものと考えるが、永久標識は地図作成の布石として大きい役割を果たしていくことになる。

この法律改正の趣旨を実効のあるものとするためには、国民並びに公共用地の管理者等、関係者に周知する必要がある。

そこで、組織的啓蒙宣伝活動を実施しようとするものである。

また、境界標の設置のみならず、その管理も重要と考えられるところ、国民の間に境界標の管理に対する意識が薄いので、この機会に、地権者自らが管理するという当然のことの意識を昂揚させようということがもう一つの課題となる。地権者が管理するためには、永久標の設置が不可欠となるのでこの際このことも合わせて啓蒙宣伝を行いたい。

2. キャンペーンの内容

- (1) 筆界点に永久標識を設置する。
 - (2) 境界標は、地権者自ら管理する。
- 以上二つについて、啓蒙宣伝する。

3. 啓蒙宣伝を行う対象者

国民全般を対象とする。

4. 期 間

- (1) 平成6年5月～11月末（7ヶ月間）実施する。
- (2) 上記期間の10月1日～末日を「推進月間」として集中的に諸行事を実施する。

5. 実行主体

- 主催 日本土地家屋調査士会連合会
土地家屋調査士会
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
公共嘱託登記土地家屋調査士会
- 後援 法務省
法務局・地方法務局

6. 実施方法

地域の実情、調査士会の規模等を十分に勘案し、他の組織と共同企画の場合には調整を図りながら、それぞれ独自にプランをたてて実施する。

実施する場合の参考例を下に列挙するが、これらに限らず、実施可能なものを選択する。

(1) 連合会の活動

- ① 法務省を通じ各法務局・地方法務局の後援をお願いする。又、必要とする他の省庁にも協力方を要請する。
- ② 広報に必要なポスター、パンフレット、冊子等を作成する。
- ③ 各公嘱協会との共催は全公連を通じ協力要請をし、官公署、自治体への広報についての計画案を作成し示す。
- ④ 各会との窓口を設け、情報を交換し、全国一体とした活動を展開出来る体制を作る。
- ⑤ 調査士制度制定運動発祥の地長野県松本市に記念碑を建立し、除幕式を行い、併せて調査士大会を開催する。

(2) 各調査士会の活動

- ① 法務局・地方法務局の協力を得て一日登記官を委嘱し、境界標の埋設を行い、その模様をテレビ、新聞等のマスコミを通じて広く一般に周知する。
- ② 境界立会時に参加した土地所有者に境界標設置の意義、設置後の維持管理の必要性を広報するよう会員指導を徹底する。
- ③ 上記に必要なパンフレット、冊子を作成し会員に配布する。
- ④ 法務局・地方法務局との共催による境界標設置に関する講演会を実施する。
- ⑤ 広報の対象に官公署及び自治体の用地担当者、道路工事業者、堀等の工事業者、電気工事業者等境界標損壊に関係する機会の多い者をリストアップし周知を図る。
- ⑥ ポスターの掲出、リーフレットの配布等を行い周知を図る。
- ⑦ 会報に掲載し会員の周知を図る一方、市町村広報等行政の広報誌も積極的に利用する。
- ⑧ 新聞に記事を掲載しPRする。
- ⑨ 無料登記相談を通じてPRする。

7. 媒体の作成

- ポスター・チラシ・パンフレット、名刺一（連合会作成）
無料部分と一定以上は、有料
- 立看板・名入り品・テレビ・新聞

8. キャッチフレーズ

【例】

「杭を残して、悔いを残さず」

「貴方の財産は境界標が守る。境界標を守るのは貴方です。」

その他広く、会報で募集する。

国道262線にPR看板

広報部

PR看板が、山口市大内の国道262号沿いにめでたく設置されました。262号線は、防府方面から山口市に抜ける非常に交通量の多い国道で、大変目に付く場所でもあります。

PR看板の設置は、広報事業の一環として本年度から計画的に各支部にお願いする予定で、かなりのPR効果が挙がることと思います。

設置にあたり設置場所について青木山口支部長のご尽力に対し深く感謝致します。

(看板の大きさ)

高さ2m、幅3m、足の高さ1m



土地家屋調査士講座 第1回

〈建物所有権の持分確認について〉

防府支部 大田 雄二郎

合掌！平成6年3月1日に公囀防府支部長の浅村重義先生が享年54歳で逝去されました。生前はJR・公社等の公囀と一緒に頑張ってきて、土地家屋調査士の手本として尊敬していただけに断腸の思いです。浅村先生の御冥福をお祈りします。

それでは本題に入って、建物表示登記における「建物所有権の持分確認について」述べさせていただきます。

まず、「平成4年10月27日付登記部門との協議会議事録」によると、建築確認書の建築主と登記申請者が異なる場合、別表の上申書又は持分の協議書を業務上の慣例として添付しているのが実情です。

別表

	建築確認書の 建 築 主	登 記 申 請 書	上 申 書 又 は 持 分 の 協 議 書 の 添 付
①	A	B	A
②	A	AB	A
③	AB	A	B
④	AB	$\frac{2}{3}A \frac{1}{3}B$	AB

(注) 登記部門としては、上申書等は法定添付書類ではないので強制はできないが、従前の取扱いで上申書等の添付をお願いしている。また、委任状や工事完了引渡証明書又は建物調査書に持分の記載をすれば上申書等の添付は省略できるのではないかと。ただし、別表④の場合、上申書等は不要。以上が登記部門の見解です。

この件について私は、「建物所有権の持分確認において、上申書等は法定添付書類ではないので添付不要であり、委任状と工事完了引渡証明書又は建物調査書に持分の記載

こまいものならこんにある

岩国支部 新本清人

中国地方の方言で小さい物ならここにあると言う意味である。中国山脈を越えるには山陰側から山陽側に向こうについてJRを利用する場合（復路の場合も同じ）、木次線（宍道から備後落合間）と芸備線（三次から広島）を利用するか今一つ伯備線（米子新見一岡山）には特急便もある。或る時のこと広島会の会長・今井昇さんと二人で木次線と芸備線を利用して中国山脈を越した時のことである。鄙びたローカル線ジーゼルエンジンの音も勇ましく走る列車には始発駅から途中の駅まで乗込んで来る車内販売のオバサン（否往年の御嬢さんと申し上げたい）のワゴンを押しての商売、地方色一杯の濃い山菜弁当やビール・ジュース・オツマミ等を盛り沢山に積んでの車内巡回と相成る。数少ない乗客の間を廻って如何かと来る。相棒と二人での旅は長いし単線区間のことだから暇をもて余していた処だ。缶ビールでも飲むかと云うこととなり、缶ビールとオツマミを注文して代金の支払いの段となり生憎く小銭がないので5000円札を出した処、オバサン曰く小さいものはございませんかと来た。そこですかさず己が股間を指さして、こまいものならこんにあるが、外にはこれしかない。と言えよオバサン、オツマミギエテ笑いこけワゴンを置いたまま列車の通路の連結部分近くまで逃亡してしまった。相臨席した相棒も笑いが止まらず、御主がおかしいことを言うからオバサンが逃げたと又笑う。そこで山陽側広島山口方面も山陰側島根鳥取方面も同じ様に小さいものはこまいものと言うて通用する方言と改めて知った次第である。ほんとかあ。

序のことだから山口地方の方言の幾つかを拾って見た。

いらいた	乾燥した、乾いたの意
ひよる	飛んだ、散った等
じょうに	多く、たくさん、仰山
にいの	ですよ
つうのいの	と言うんですよ
じゃけえのう	ですから
ちいはあ	もう大変に
おぬし	御主、貴方
どだい	もともと
けえのう	ですからね
えっと	たくさん
ちっと	少し
ちょぼっと	僅か、少し

まだまだ沢山あるが一寸の思いつきを羅列して筆をおくこととしたい。

事務局だより

会報報告

1月21日(金)	中プロ役員会議	3月2日(水)	新入会員研修会
22日(土)		5日(土)	支部企画委員・本部業務部
22日(土)	中プロ企画・厚生担当者会議	6日(日)	合同会議
23日(日)	業務部会	8日(火)	中プロ総務・広報担当者会議
30日(日)	研究室会議	17日(木)	日調連指導者養成研修講座
2月1日(火)	法・司・調共催登記無料相談	18日(金)	
5日(土)	第2回本部研修会・研究室中間報告	19日(土)	研究室会議
13日(日)	日調連 企画担当者会議	4月1日(金)	表示登記の日登記無料相談
15日(火)		13日(水)	決算監査会
19日(土)	研究室会議	19日(火)	理事・支部長合同会議
22日(火)	総務・財務・業務・広報各部会	22日(金)	法・司・調三者協議会
26日(土)	支部対抗ボーリング大会	27日(水)	広報部会

会員異動状況

1. 会員入脱会状況

支部氏名	年月日	入脱会	入会会員事務所	電話
宇部 梅本 孝芳	6.1.10	入会	宇部市常盤町1丁目3番11号枝廣ビル	0836-34-3556
“ 坂村 悦三	6.1.31	廃業		
“ 林 萬守	6.2.1	入会	宇部市新天町1丁目1番18号新天ビル2F	0836-21-6100
防府 浅村 重義	6.3.1	死亡		
“ 堀田 盛登	6.3.15	廃業		
下関 沖田 信治	6.6.1	入会	下関市王司本町5丁目1番26号	0832-48-0575

2. 事務所・住所変更

支部氏名	年月日	変更事項	変更後	電話
宇部 河村 正彦	5.12.19	事務所	宇部市大字東須恵1042の14	0836-41-0261
防府 堀田 盛登	6.2.21	事務所	防府市華園町6番7号	0835-23-6386
萩 竹内 重信	6.3.14	事務所	萩市大字江向458の1	0838-25-2683
“ 上村 栄	6.3.1 6.4.1	事務所	萩市大字平安古町241の5	0838-25-2287
徳山 木村健一郎	6.3.10	住所	徳山市周陽1丁目14番8号	0834-29-3031
下関 田村 求	5.12.6 6.4.5	事務所	豊浦郡菊川町大字田部320の9	0832-87-3039
徳山 西本 聡士	6.2.8	住所	光市光井9丁目13番12号	0833-72-3388

境界のことなら 土地家屋調査士へ



EVENT

- 登記関係無料相談
- 最先端測量機器のデモ展示
- 距離当てゲーム(豪華景品)

● 日時 / 平成6年4月2日(土) 10:00am~5:00am

● 場所 / ザ・モール周南 1F 海の広場

私達にお任せ下さい。

【徳山・下松地区】			徳山支部会員名簿			【光地区】		
細野 毅	☎(0833)43-7200	兼重 直彦	☎(0833)44-8957	原田 美三男	☎(0833)91-0210			
佐伯 稔	☎(0834)89-0324	谷村 健一	☎(0834)21-9222	龍角 克己	☎(0833)71-0715			
内富 旭	☎(0834)88-0043	山本 良正	☎(0833)43-2472	高木 健守	☎(0833)72-4611			
松田 昌祐	☎(0834)21-0408	田中 拓朗	☎(0834)21-1546	西本 聡士	☎(0833)72-3388			
松原 英夫	☎(0834)32-3055	磯村 芳樹	☎(0834)21-1808	通山 晃男	☎(0833)77-1322			
松本 憲太郎	☎(0834)21-2387	前田 陸男	☎(0834)31-7330	龍角 信夫	☎(0833)71-0715			
富永 輝雄	☎(0834)25-0125	長尾 兼男	☎(0833)41-1952	野坂 政一	☎(0820)48-3735			
福田 哲郎	☎(0833)41-1572	渡辺 剛通	☎(0834)32-2948	【新南陽地区】				
久野 操	☎(0834)21-8155	磯村 美樹	☎(0834)32-6575	戎谷 武雄	☎(0834)62-2848			
兼川 良介	☎(0834)31-5525	木村 健一郎	☎(0834)21-3287	宮本 武	☎(0834)62-2249			
久保田 茂則	☎(0833)41-0821	井村 剛	☎(0834)22-0368	藤井 宏紀	☎(0834)63-1476			
新谷 賢治	☎(0834)22-1373	戸倉 茂雄	☎(0834)21-4375	坂本 敬子	☎(0834)63-4326			
山本 紀夫	☎(0833)43-5252	三浦 隆	☎(0834)68-3812	小林 博行	☎(0834)62-2776			
宮崎 晴雄	☎(0834)32-1458	富永 弘	☎(0834)25-0125	奥西 貴彦	☎(0834)62-5857			



発行 山口県土地家屋調査士会
 山口市駅通り2丁目9番15号
 電話 (0839) 22-5975
 F A X (0839) 25-8352
 振替 01590-5-11085
 発行者 山口県土地家屋調査士会
 会長 栗川 良介
 広報担当副会長 小嶋慎一郎
 広報部長 河村 誠一
 部 員 片山修一郎
 〃 崎野 梅吉
 印刷所 西京コーポレーション
 山口市中央5丁目15番11号
 電話 (0839) 24-3130

ハナミズキ
 (別名 アメリカヤマボウシ)
 明治中期東京からワシントンにサクラを贈り、その返礼として、東京に贈られた木。
 最近では、庭木や街路樹として植えられている。
 花は、白の他に赤・黄色等がある。